

広島県告示第五百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和二年五月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション楓	三原市和田二丁目二九番六号	令和二年二月一日
こばやし眼科	尾道市天満町一六番一四の一 号	令和二年四月一日
あい薬局田辺健康館	尾道市古浜町九番一号	令和二年四月一日
はたじき薬局	三次市島敷町八八六番六号	令和二年五月一日
坪井クリニック	大竹市本町一丁目一番一八号	令和二年四月一日
かなたクリニック	東広島市西条町御菌宇二〇四九 番地一	令和二年三月二日
原クリニック東広島	東広島市西条栄町二番二三号	令和二年五月一日
阪神調剤薬局 東広島店	東広島市黒瀬町檜原二四三番地 九	令和二年二月一日
平田内科小児科医院	廿日市市阿品台四丁目一番二六 号	令和二年四月一日
ファースト薬局宮島口店	廿日市市宮島口一丁目四番一三 号	令和二年四月一日
そうごう薬局 串戸店	廿日市市串戸五丁目三番五〇号	令和二年四月一日
訪問看護ステーションなる	廿日市市地御前二丁目九番一三 号 金剛寺ハイツ二〇一号	令和二年二月一日
なのはな歯科クリニック	安芸郡熊野町出来庭九丁目九番 一〇号	令和二年三月一日
正島歯科医院	豊田郡大崎上島町木江二四六	令和二年三月一日